

# 滋賀県環境審議会委員の公募

## ○滋賀県環境審議会とは

滋賀県では、環境の保全に関する基本的事項や重要事項について、滋賀県環境審議会において審議していただく委員を公募しています。

## ○委員の役割

水質、大気、自然環境の保全や廃棄物対策、また、琵琶湖の保全再生や地球環境問題への取組など、滋賀の環境について条例や計画等の県の施策推進に関する事項を調査審議していただきます。

審議会には分野ごとに部会が設置されており、各部会ごとに会議が開催されます。（各委員には、いくつかの部会に所属いただき、毎年6月～7月頃に開催される総会および適宜開催される所属部会の会議に出席していただきます。）

## ○委員の任期

令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

## ○応募資格

令和8年6月1日時点で県内に在住または在勤、在学されている方で年齢が満18歳以上の方  
※以下の2点に該当する方は応募いただけません。

- ・滋賀県の他の審議会等の委員を委嘱されている方または委嘱される予定の方
- ・以前、公募により滋賀県環境審議会委員に選任された方

## ○募集人数

3人以内

## ○応募方法

次の書類を滋賀県琵琶湖環境部環境政策課あてメール、郵送またはしがネット受付サービスにより提出してください。

- (1) 応募書（様式1／しがネット受付サービスから申し込む場合は不要）
- (2) 環境保全等についての提案や考え方を500字程度でまとめた意見書（任意様式）

滋賀県ホームページ（「滋賀県環境審議会委員の公募について」で検索）  
[https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/  
bosyuu/336545.html](https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/336545.html)



しがネット受付サービス  
[https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/  
\\_apply-procedure-alias/kankyo08](https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/_apply-procedure-alias/kankyo08)



## ○応募期間

令和8年2月2日（月）9時00分から令和8年3月19日（木）17時00分まで【必着】

## ○応募先（お問い合わせ）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課企画・環境学習係  
電話：077-528-3354 / E-mail : de0002@pref.shiga.lg.jp

## 滋賀県環境審議会委員応募書

滋賀県環境審議会委員に次のとおり応募します。

ふりがな 氏名		性別		年齢 (R8.6.1時点)	歳
住 所	〒 -				
勤務先・学校等 所在地	※県外在住の方のみ記載してください（県内勤務等を確認する項目です）。				
日中連絡のとれる 電話番号	(自宅・勤務先) - - -				

以下の活動経験については、できるだけ詳しく記入してください。

名 称	期 間
国・県・市町村の審議会委員、モニター等の経験	
その他の活動の経験	内 容 年月または期間

### 記入上の留意事項

- 1 年齢は、令和8年6月1日時点で記入してください。
- 2 審議会には、協議会、懇話会などを含みます。
- 3 その他の活動の経験には、消費生活、環境、産業、教育、地域、男女共同参画関係等の団体活動・グループへの参加の状況や経験など、できるだけ詳しく記入してください。